

平成 3 0 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

平成30年 4月 10日(月) 13時30分～
津山市役所 2F 大会議室
津山市農業委員会総会を招集する。

委員定数19名

出席委員(19名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕 恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | |

欠席委員(0名)

事務局(9名)

松岡 局長	宮野 次長	藤原 主任	杉井 主事
都井 主事	流郷 主査	小椋 主任	大澤 主任
阿部 主査			

議 事 録

別紙のとおり

(13:30～)

- 事務局 局長 定刻となりましたので、ただ今から平成30年度定期総会を開催したいと思いますのですが、その前に、本日、人事異動により、新たに産業経済部参与になりました、森山参与がみえられておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。
- *
事務局 局長 < 森山参与、挨拶 >
森山参与におかれましては、公務の為これを持ちまして退席なされます。ありがとうございました。
- *
事務局 局長 < 森山参与退席 >
続きまして、事務局にも人事異動がございましたので、紹介させていただきます。勝北支所産業建設課の池上主任に代わり大澤主任、久米支所産業建設課安藤主査に代わり、阿部主査が参っております。
- 事務局 局長 < 事務局自己紹介 >
それでは改めまして、只今から、津山市農業委員会定期総会を開催させていただきます。本日は、推進委員34名中30名の出席を頂いております。また、農業委員19名中19名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。
- 本日は30年度最初の委員会でございますので、最初に両委員での定期総会、続きまして、農業委員、推進委員互助会総会、その後、農業委員さんは4月定例会を開催させていただき流れとなっておりますこと、また、本日の定期総会では、平成29年度の活動実績報告や、平成30年度の活動計画を審議する場となっておりますので、推進委員の皆様にも出席していただき、ご意見を頂戴することとなっておりますが、推進委員の皆様におかれましては、議決自体にはご参加いただけないとなっておりますこと、お伝えさせていただきます。
- それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長をお願い致します。
- 日笠 会長 はい、みなさんご苦労さまでございます。今日は農業委員さんは長くなりますが、どうか宜しく願います。それでは議事に入ります。第1番に総会議案いうものを配っております。1ページを見てもらって津山市農業委員会憲章を言わせてもらいます。私が「1. 津山市農業委員会は」と言いますので、後を続けて言ってください。宜しく願います。
- *
日笠 会長 < 津山市農業委員会憲章を唱和 >
はい、ありがとうございました。それでは総会に移らせて頂きます、宜しく願います。議事録署名人を私の方から推薦させていただきます。4番井家上委員、5番小串委員宜しく願います。それでは津山市農業委員会総会へ移ります。(1)平成29年度業務報告から、(4)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局一括して願います。
- 事務局 局長 はい、それでは1番の平成29年度業務報告と、2番の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、を一括して説明させていただきます。お手元の議案書3ページをご覧ください。まず会議関係でございますが、総会2回、定例会12回、運営委員会2回、研修会3回を行っております。また、活動内容でございますが、農地法の規定による審査をはじめとして、15の項目について活動しております。続きまして4ページに移らせていただきます。こちらでは、農地関係の業務についての報告となります。農地法関係の審議、利用権設定等の関係、あっせん事業の関係、合意解約通知の関係、非農地通知書の関係について、件数並びに面積等を記載しております。5ページに移りまして、証明関係の取扱状況についての報告でございます。非農地証明をはじめとする224件の証明がございました。また、調査・研修等についてですが、年間を通して農地利用状況調査を行って頂き、研修については、市町村新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会等に参加いただいております。6ページに移りまして、農業者年金に関する

報告でございます。こちらでは農業者年金事務についての件数を報告させていただいております。下の方に記載しておりますが、経営移譲年金の受給者が177人、農業者老齢年金の受給者が旧制度、新制度合わせて73人となっております。

7ページに移りまして、当委員会への委員等の選任でございます。津山市農政審議会等6つの審議会等に選任されております。以上が平成29年度の業務報告でございます。

続きまして、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての説明をさせていただきます。お手元の議案書の8ページから15ページについての審議となります。この点検・評価案及び後の活動計画案については、皆様から頂いたご意見等を取りまとめさせていただいたものでございまして、特に9ページから11ページの3の目標の達成に向けた活動及び4の評価の欄、12ページの3の実績及び評価の欄は、本来なら、最終案を記載すべきところですが、総会までじっくり見て頂きたかったことから、頂いたままを列記した形となっておりますこと、ご容赦ください。そこで、その部分のみ最終案として、お手元にお配りしておりますので、そちらも確認頂きますようお願いいたします。なお、この点検・評価につきましては、今回のご審議により決定いただきました後、ホームページ上に公開する予定としております。では、まず8ページですが、現在の状況となっております。9ページに移りまして、担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、805haの目標に対して、719.3ha、89.4%の達成率でございました。3の活動実績につきましては、最終案の方をご覧いただきたいと思いますが、活動実績については、一行ずつ活動を列記した形としております。4の評価については、いろいろなご意見を頂戴しておりますが、目標に届かなかった事から、いずれも「さらなる努力が必要である」とまとめさせて頂いております。次に10ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、9経営体、4haの参入目標に対し、7経営体、59haの実績となっております。中間管理機構との連携により、2法人が立ち上がったことが、面積を増やした大きな要因となっております。したがって、3の活動実績については、その点を強調し、4の評価については、面積目標を大幅に超えたことから、「適当である」とまとめさせて頂いております。次に11ページ、遊休農地に関する措置に関する評価についてですが、昨年度は体制が大きく変わった事から、農地調査や遊休農地の指導に重点を置いたため、解消実績は目標に対し5.2%となっております。関連する活動に重点を置いたためではございますが、目標には届かなかった事から、4の評価については「さらなる努力が必要である」とまとめさせて頂いております。なお、3のその他の活動についても、活動のみに絞って記載しております。次に12ページ違反転用への適正な対応についてですが、皆様の普段からの活動によって、減少してきております。したがって、3の活動に対する評価の欄は、「適当である」とさせて頂いております。最後に13ページから15ページについてですが、ここでは事務の実績等をあげております。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての説明は以上でございます。

続きまして、3番の平成30年度津山市農業委員会業務計画（案）と、4番の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、を一括して説明させていただきます。まず、平成30年度津山市農業委員会業務計画の案について説明させていただきます。お手元の議案書の16ページから19ページでございます。まず、16ページの基本方針及び重点項目は、記載されているとおりでございます。続きまして17ページ農地関係計画案について、でございます。ここでは、農地法等の法令によりその権限に属された事項の適正処理、無断転用防止、耕作放棄地対策、農地紛争の解決、貸借情報の提供の5点を柱として計画をあげております。続きまして農政関係計画案でございますが、18ページをご覧ください。この項目においては、集落営農の組織化など3つの柱を計画にあげております。続き

まして、18ページ中ほどからの業務計画案に移ります。まず会議について、でございますが、総会並びに定例会と通常の会議について計画をあげるとともに運営委員会などの会議について計画をあげております。さらに研修・大会等への参加について、でございますが、委員の皆様の積極的なご参加を賜りますようお願い致します。19ページに移ります。関係機関・団体等との連携について、でございますが、関係機関との連携を密にするとともに、農協をはじめとする各種農業団体との連携も密にする計画案とさせていただきます。続きまして、法定業務でございますが、3条・4条・5条の規定による所有権移転や転用、並びに違法転用の調査事務をはじめとした農地法事務、農用地利用集積事務、農業者年金事務の3つの柱を基本として、能率的で適正な事務処理を行う旨、計画案を作成しております。

なお、農用地利用集積事務については、農用地利用集積計画の作成自体は市が行いますが、農業委員会としましては、その利用調整や担い手に対する利用集積等の促進等の事務を行います。以上が、平成30年度の業務計画案の説明でございます。

続きまして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についての説明をさせていただきます。お手元の総会資料の20ページから22ページについての審議となります。この活動計画案については、委員の皆様から頂いたご意見等を取りまとめさせていただいたものでございます。20ページをご覧ください。ここでは、現在の農業委員会の状況について記載しております。続きまして21ページをご覧ください。2の担い手への利用集積についてとなります。担い手の定義についてですが、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、特定農業団体となります。これら担い手への現在の合計集積面積が719.2haとなっております。それに伴いまして、30年度の目標についてですが、昨年度未達成ではありましたが、目標を下げる段階ではないと考え、集積面積810haを目標とし、中間管理機構等関係機関との連携、集落営農の組織化の推進等を活動計画案としております。続きまして、3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてとなりますが、昨年度は法人の立ち上げにより参入面積は目標を大きく超える事ができましたが、あくまで一時的なものでありますので、昨年度と同じく新規参入者9経営体、参入面積4haを目標とし、関係団体との連携強化や地域における農業委員の後押しなどを計画案としております。続きまして、22ページをご覧ください。4の遊休農地に関する措置についてですが、現在の遊休農地面積は154haとなっております。2月の研修会の際でも申しましたが、今年度は復旧不可能と判断する農地は、所有者や耕作者の同意なくとも非農地判断を行う事で、本当に守らなくてはならない農地を守っていく事としておりますので、農地面積は減る事となるかも知れませんが、逆に復旧しなければならない農地は復旧させるとして、5haの復旧を目標としております。また、そのために年間を通じて農地パトロールを行い、所有者に対する指導に努める計画案としております。続きまして、4の違反転用への適正な対応についてですが、新規の違反転用面積が増える事がなく、早期発見と是正指導の徹底、転用許可後の追跡調査等を計画案としております。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についての説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今事務局が説明しましたが、皆さん何かありますか。よろしいか。

*

日 笠 会 長

よろしい。

はい、ありがとうございました。それでは無いようでしたら、この計画の案を消させていただきます。その他、皆さんから審議が必要な事がありますか。

寺 谷 推 進 委 員

提案もよろしいか。

日 笠 会 長

はい、よろしい。

寺 谷 推 進 委 員

寺谷と言います。去年1年間農地の調査をさせて頂いたんですが、非常に効率が悪い。事務局にも何回か相談をさせて頂いたんですが、ネットなんか見ると、農地

台帳とか、農地ナビ、農地管理システムというものがありますが、全く利用できない状況。地図はページによってはダブっている箇所もあります。小さくて地番が読めないところもあります。そういった状況で調査をするというのが非常に効率が悪いというのが、やってみた結果です。で、この地図を全部見て回って、次のページに進んでみたらまたダブって同じ農地を見て回るようなそういう事もあるので、出来れば今後、ネットの地図のシステムとかタブレットを利用した調査システムが可能であれば検討して頂ければ、調査も効率良くいけると思うんです。今の状態では地図に書き込んだものを台帳と照らし合わせていってというようなものすごい効率の悪い状態。今これだけネットとかパソコンが使われとる中で、特にネットの中には農地管理システムというものがあるんですが、そういうのを使っている自治体もあると聞きました。そういった事をやれば、もっと早く集約が出来るのではないかと思いますので、将来的な面で見ても検討をお願いしたいと思います。提案です。

日 笠 会 長
事 務 局

はい、ありがとうございました。事務局、なにかあるかな。

失礼します。今寺谷委員さんからのご意見がありましたけれども、確かに国の方ではデータの集約化をしております、全国一律のシステムを構築しております。皆さんの中でも触った事のある方もおられると思いますが、全国農地ナビという公用システムがありまして、どなたでも見れるシステムです。中身についてですが、各都道府県別の航空写真が見えます。航空写真にですね、市町村によるんですけども、ピン、丸い印が付いております。これが農地の印になります。その農地の印を押してもらくと、その農地がどこの何番地だという事が表に出てきます。津山市の方でもシステムに参加しております、皆さんにお配りしておる地図は2,500分の1くらいの地図だと思っておりますが、2,500分の1では確かに地番が見にくい所が多々ありまして、いろいろ工夫はしているんですがこの状態です。500分の1等にする事も出来るんですけども、逆に500分の1にするとどこかわからないと言われてたりもありますので、苦慮しているところです。皆様が今後出来るならば全国農地ナビというものを見て頂ければ、地図上の農地が全てピンで表示され、この地図のここって何番地かなと思ってピンを押してもらえばその地図に番地が出るという形にはなっています。津山市ではまだその地図の中に区画情報は入れていないんですけども、情報政策課等とも協議をして、区画情報についても全国農地ナビに出していけるようにと考えております。この1年で出せるかどうかの明言は出来ませんが、区画情報まで出す事が出来れば、地図自体は全国農地ナビを出して頂ければ、どなたでも、どこが何番地か、という事が確認できるようにはなります。またその確認できる番地と、事務局が用意する、エクセル表になるのか紙台帳になるのかは賛否あると思いますが、その表に合わせて状況を書き込んでもらうという体制は出来るんです。今から2年ほど前にですね、寺谷委員さんが言われるようにタブレット端末を導入してタブレットを持って現地に調査に行くという試みをした事があります。当時農業委員さんだった方には何人かタブレットを事務局の者が持って行ってたのを見た事があるかもしれませんが、タブレットを現地へ持って行きまして地図と比べて、という事がありました。ですがそのシステム自体が当時完成という形には程遠いものでありまして、システム業者とも協議を重ねているんですけども、まだ今言われたような農地の情報の書き込み等がスムーズにいくようなシステムは構築されていない状況であります。今後そういったシステムについても当然使いやすいものが出来れば、導入は費用も掛かりますけれども、考えていきたいと思っておりますので、今しばらくは使いづらくかもしれませんが、全国農地ナビの情報、また事務局の方で用意させて頂いております地図であるとか、紙台帳であるとか、こちらを使って頂きたいと思っております。ご希望がありましたら、事務局の方で作成しておりますPDFのデータ、紙をデータとして保存したのものになりますが、こちらをお渡しする事は可能です。PDFデータを提供させて頂けれ

ば、自分のパソコンなりタブレット上で拡大して、見にくい小さい文字も見えるようにはなりません。事務局としてはそういった対応も可能だという事で、ご勘弁頂きたいと思います。

日 笠 会 長 そういう事でよろしいか。ではそのように、協力して下さい。他にはありませんか。ありませんな。

 * ありません。

日 笠 会 長 では総会を閉会します。

太 田 会 長 代 理 失礼します。それでは津山市農業委員会総会をこれで閉会とします。

(14:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
